



なんて、損してるじゃないですか！」

そんなに、怒らないで。

厚生年金の保険料では、第3号被保険者の分は第2号被保険者と事業主が全体で負担し、国庫負担もあります。

と言うわけで、友広さんがお1人で明子さんの第3号被保険者としての保険料を負担しているわけではないというのが、国の言い分です。

友広さんは、65歳以降も健康で働けると言うことで、その分老齢厚生年金が働いた分だけ大きくなって支給されるので勘弁してください。

と、国は言ってます。

詭弁かな？

---

### ★年金トピックス～年金基礎知識～その14～

ここでは、第3号被保険者ヒストリーをお話します。

昭和61年4月1日からサラリーマンや公務員、私立学校の教職員の被扶養配偶者は、国民年金の被保険者となりました。

昭和61年3月31日までは、国民年金以外の年金制度(厚生年金や共済組合です)の加入者は、国民年金は適用除外。その被扶養配偶者は、配偶者の年金制度により保障されているため、国民年金は任意加入でした。

しかしこの昭和61年の年金大改正で、年金制度がガラッと変わり、基礎年金制度が導入されました。

つまり、20歳以上60歳未満で日本国内に居住する人には、全て国民年金の基礎年金への加入が義務付けられたのです。

その基礎年金の上に、厚生年金や共済年金が来るという2階建てシステムです。

そのため、昭和61年改正前までは年金に加入義務のなかった人(=厚生年金や共済組合等被用者年金の被保険者～第2号被保険者～の被扶養配偶者)も、第3号被保険者として国民年金の被保険者としたのです。

第2号と第3号の国民年金としての保険料の直接の支払いは必要なく、2号の給料から天引きされ、事業主負担分とあわせて、社会保険庁へ納付。政府では、それを基礎年金拠出金と言う形で、2号と3号の基礎年金分として国民年金に渡しているということになります。

---

~~~~~編集後記~~~~~

次は何をお話しようかな？とわくわくです。

勉強にもなり、読んでくださる方もいて

文章書くのは楽しいです。

少しでも皆様のお役に立つよう張り切っています！

それでは、6月1日にお会いしましょう！

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---